

利用者への権利侵害事案⑱

【事 案】

職員による利用児童への暴言

【事案の概要】

障害児入所施設で、30代の職員（保育士）が、制止を聞かずに駆け出した利用児童に対して「殺すぞ」との暴言を発した。当該職員は、外で遊んでいた児童に部屋に入るように促していたところ、児童が逃げようとしたため、追いかける途中で暴言を発した。

保護者からの相談で事案が発覚。当該施設は所管する県に報告した。児童の首にはすり傷もあり、施設が事実関係を確認したところ、当該職員は暴言を認め、傷については児童を後ろから抱え込んだ時についたのではないかと説明していることから、県は「児童は車の往来する道路近くで制止されており、状況から見て取り押さえた行為は虐待とはいえない」としたが、暴言については心理的虐待に当たると認め、保護者に謝罪した。